

新入学準備金(就学援助)受給申請を受け付けます



就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。

令和7年度に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学学用品費(入学準備金)のみ先行して令和7年3月に支給を行います。希望する保護者は、期間内に申請してください。

▶ 対象者

- 申請期間内に須恵町に居住(住民登録)している人で、令和7年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
- 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

▶ 申請期間

2月3日(月)～19日(水)まで
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
※2月19日(水)は夜間役場のため20時まで受け付けます。
※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

▶ 申請方法

申請期間内に役場2階 学校教育課窓口へ下記①および②を提出してください。
下記③および④は該当者のみ提出してください。
※郵送での受け付けはできません。
※住民税の申告は、必ず済ませてください。未申告の場合は審査ができないため却下となります。

▶ 申請に必要なもの

- ①「就学援助申請書」(上記QRコードからダウンロードできます。2月3日(月)から、学校教育課窓口にも設置します。)
- ②校納金の振り込みを希望する口座の通帳(西日本シティ銀行、粕屋農協のみ)
- ③所得証明書(令和6年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ18歳以上の人全員分)
- ④児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給が分かる書類(該当者のみ)

▶ 注意事項

◎新入学準備金について認定を受けた場合

今回はあくまでも「入学準備金のみ」の申請です。
学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「令和7年度就学援助制度」の申請(6月予定)が必要です。
※「令和7年度就学援助制度」を申請(6月予定)し認定された場合、新入学学用品費を除いた金額が援助額となります。
※認定通知後に他市町村へ転出された場合、「新入学学用品費」を返金する必要があります。

◎期間内の提出漏れや審査が却下となった場合

「令和7年度就学援助制度」を申請(6月)し、認定となった場合は、新入学学用品費は、8月に支給されます。

◎審査基準について

新入学準備金の審査の基準は、「令和6年度就学援助制度」の基準ですが、「令和7年度就学援助制度」は、令和7年度の就学援助制度の審査基準になりますので、審査結果が変わる場合があります。

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272)

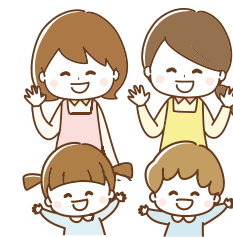
手続きはお済みですか?



幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について 令和6年10月～12月分

下記の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	申請締め切り日
①届出保育施設の利用料 ②私立幼稚園の預かり保育利用料 ③認定こども園1号の預かり保育利用料	10月～12月分利用料償還払いの申請 ※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
④待機児童支援助成金	10月～12月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 初めて申請する人や前回申請していない人は、役場1階 子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例：届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	1月31日(金)まで



※申請の対象かどうか分からないなど、ご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線154)

確定申告に使用できる医療費通知を送付します

☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線118)



●国民健康保険に加入している人

令和6年11月・12月診療分の医療費通知(医療費のお知らせ)を2月下旬ごろに発送する予定です。

①ご注意ください

- 医療機関からの情報受け渡しの時期により、通知に記載されていないことがあります。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、領収書に基づき内容を追加してください。
- 通知が届く前に確定申告をする際には、医療機関の領収書を確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。



●後期高齢者医療保険に加入している人

令和6年8月から11月診療分の医療費通知を2月中旬ごろに発送する予定です。

①ご注意ください

- 令和6年12月診療分の通知は確定申告期間までに届きません。また、医療機関からの情報受け渡しの時期により、通知に記載されていないことがあります。「医療費控除の明細書」を作成する場合は、領収書に基づき内容を追加してください。
- 通知が届く前に確定申告をする際には、医療機関の領収書を確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。
- 通知作成日時時点で亡くなっている人の通知は発送されません。役場1階 住民課窓口での再発行の手続きにより、相続人代表者に発行ができます。申請から再発行分の発送までは、約3週間を要します。
- 紛失などの事由により、再発行を希望する場合は、役場1階 住民課窓口で再発行の手続きができます。申請から再発行分の発送までは、約3週間を要します。